

(変更)

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	6-8	担当課	農地・担い手 対策室
法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	根拠条項	21-2	許認可等の内容	農用地の利用状況の不適正等による契約等の解除の承認
<p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号） （農用地等の利用状況の報告等）</p> <p>第21条 農地中間管理機構は、第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（第19条の2第1項の規定により同法第18条第3項第4号の同意をしたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 農地中間管理機構は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたときは、都道府県知事の承認を受けて、前項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。</p> <p>一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。</p> <p>二 正当な理由がなく前項の規定による報告をしないとき。</p>					